

ウクライナ



ヘルソン州、ヴィソコピリア。紛争の影響を受けた人々がICRCによって配付された食料セット、衛生用品キット、医薬品などの生活必需品を受け取っている。

1993年からウクライナで活動している赤十字国際委員会（ICRC）は、2014年に活動規模を拡大した。ICRCは武力紛争の影響を受けた人々に人道支援を提供し、民間人の保護など国際人道法（IHL）の遵守を促している。その人道的対応はさまざまな専門分野にわたり、救援活動や生活支援に加えて、水、医療などの必要不可欠なサービスへのアクセスを改善することで、緊急ニーズおよび長期的なニーズに対応している。また、被拘束者を訪問し、離ればなれになった家族をつなげている。行方不明者の家族も支援し、安否を突き止めるためのサポートも行っている。ICRCはウクライナ赤十字社と緊密に連携し、同社の能力向上を支援している。

予算（単位：千スイスフラン）

保護	23,146
支援	263,239
予防	9,485
各国赤十字社との協力	20,265
一般	359
合計	316,494
うち：諸経費	19,316

スタッフ

国際スタッフ	194
現地スタッフ	802



⊕ ICRC代表部拠点 ⊕ ICRC副代表部拠点 ⊕ ICRCオフィス/駐在

支援対象

民間人

生計の安定	食料支援 600,000人	食料生産 9,450人
	収入支援 331,675人	生活環境の整備 699,750人
水と暮らし	水と暮らしの環境整備 7,590,000人	
保健医療	保健医療施設支援 89施設	

傷病者

医療	病院支援 90施設
身体リハビリテーション	関連プロジェクト支援 28プロジェクト
水と暮らし	水と暮らしの環境整備 8施設

状況

- ▶ ロシア・ウクライナの国際的武力紛争は、引き続きウクライナの北東、東、南東地域の広範囲において影響を及ぼしている。国際的武力紛争に関連して、捕虜や民間人の被拘束者などが武力紛争当事国により収容されている。
- ▶ 戦闘を逃れた人々は、ウクライナで避難生活を送るか、国境を越えて近隣諸国に避難している。国連は、2022年11月までに約650万人が依然としてウクライナで避難生活を送り、約790万人が欧州内の他国（ブダペスト、モスクワ、モルドバ共和国など）に避難した状態になっていると推測している。

人道上の懸念

- ▶ 国際的武力紛争の影響は民間人にとって計り知れない。住宅やインフラの被害・破壊は広範に及び、再建には何年もかかるだろう。武力紛争が続いているエリアでは、多くの人々が地下室や、国内避難民のためのシェルターに取って代わった建物内に避難している。これらの場所は、水、暖房、電気などが無い場合も多い。武力紛争により、水、電気、ガスの供給システムや、医療施設、学校に甚大な被害が生じたことで、必要不可欠なサービスが崩壊している。店舗の閉鎖、地域のサプライチェーンの機能停止、インフレの加速によって、食料その他の基本的な物資が入手不可あるいは入手困難となっている。武力紛争の影響を受けたエリアから避難している状態で基本的な必需品を入手することは、高齢者や障がいを持つ人々にとっては特に困難である。着の身着のまま避難してきた国内避難民は、十分とは言えない生活環境に置かれることが多く、食料などの必需品を購入したり、医療を受けたりできないケースもある。人々や物資は、時に武力紛争の最前線を横断しての移動が必要となるが、それには危険が伴うことが多い。
- ▶ 兵器による汚染が広がり、民間人の負傷につながっている。
- ▶ 武力紛争により、保健医療施設の機能は著しく阻害され、緊急医療サービスの能力は大幅に低減した。その結果、慢性疾患や非感染性疾患などを持つ人々を含め、負傷兵や民間人負傷者が直ちに医療を受けることが困難になっている。武力紛争に関連する負傷ケースが医療施設の能力を圧迫するとともに、長期的または短期的なリハビリテーション支援の必要性を増加させている。サプライチェーンは崩壊し、人材確保も難しい状況である。外科手術に必要な専用医療設備は不足している。
- ▶ 武力紛争により、多くの家族が離ればなれになり、連絡がつかない状態となっている。死亡が疑われる人々の家族は、多くの場合その事実を確認できないでいる。不安定な安全状況により、当局は遺体の適切な取り扱いと身元確認が徹底できず、法医学調査はリソース不足による負担を強いられている。
- ▶ ICRCはこれまで、国際的武力紛争に関連する捕虜、民間人の被拘束者、またその他の拘束されている人々にアクセスできるように求めている。そのような人々を収容している一部の場所は訪問できているが、多くの場所はまだ訪問できていない。

ICRCの活動優先事項

2023年における、ICRCの活動優先事項は次のとおり：

- ▶ 国際的武力紛争の当事国間における国際人道法（IHL）およびその他の適用規範の遵守を促進し、当事国に対して民間人の保護と必要不可欠なサービスへのアクセスを保証するよう働きかける。また、中立的な仲介者であるICRCの役割とICRCの原則に基づいた人道的活動に対する理解を高め、支援を強化するよう働きかける。
- ▶ 武力紛争により破壊された必要不可欠なインフラを再建し、水、電気、医療、教育などの必要不可欠なサービスの提供を維持するプロジェクトを拡大する。国内避難民、困窮している住民などが、日常のニーズを満たし、生活状態を改善し、経済的なレジリエンス（回復力）を高められるよう支援を拡大する。
- ▶ 人々（特に武力紛争により負傷した人々）が速やかに治療を受けられるよう取り組みを強化する。地雷や爆発性戦争残存物（ERW）の脅威を取り除く取り組みを強化する。
- ▶ 法医学面で調査能力を拡大し、行方不明者の状況を確認できる仕組みを強化するべく関係当局などを支援する。行方不明者の家族を支援し、経済的、物理的、法的ニーズなどを満たせるようにする。
- ▶ 国際的武力紛争に関連する捕虜、民間人の被拘束者など収容されている人々にアクセスできるように取り組みを強化し、家族と連絡をとれるように支援する。拘束されている人々に国際的基準を満たす生活状態と医療が保証されるよう、関係当局を支援する。
- ▶ 国際赤十字・赤新月運動（以下、赤十字運動）の対応として、国際的武力紛争の影響を受けてウクライナ赤十字社と連携する。各国の赤十字社への支援を拡大し、対応能力を高めるよう尽力する。

2022年にICRCは、ウクライナにおける国際的武力紛争によって生じた甚大な人道支援ニーズに適応し、支援を拡大した。ウクライナ各地で武力紛争の影響を受けた人々の近くに寄り添い支援できるよう、ICRCはドニプロ、キーウ、リヴィウ、オデーサに副代表部を設置、ヴィンニツァに事務所を開設した。なお、状況が進展していく中で、マリウポリ、セベロドネツク、スラビャンスクの副代表部を閉鎖した。

ICRCの活動

民間人

目的：民間人が保護され、彼らの基本的なニーズが満たされ、武力紛争の影響に対してのレジリエンスが強化されること。武力紛争によって離ればなれになった家族が互いに連絡をとれること。行方不明者の家族が身内の状況に関する情報を受け取ることができ、さまざまな懸念に対応すること。

ICRCは、ウクライナでの活動を拡大し、国際的武力紛争によって生じた甚大な人道支援ニーズへの対応を継続し、影響を受けた人々に必要な支援を提供する。ICRCは、他の人道支援組織では埋められない、特に、他の組織があまり活動していない場所において、ニーズを満たすことに注力する。ICRCは、ウクライナ赤十字社や国際赤十字・赤新月社連盟（連盟）など、赤十字運動のパートナーと緊密に協力して、人道支援の効果を最大に高める。

当事国に国際人道法（IHL）の遵守を促し、民間人の保護を徹底する

ICRCは国際的武力紛争の当事国との対話の強化に努め、当事国が国際人道法（IHL）およびその他の適用される規範に基づく義務を果たすよう促す。特に、武力紛争に参加していない、もしくはかつて参加していたが今は参加していない人々の保護を徹底すること、水やエネルギーなどの必要不可欠なインフラを攻撃しないこと、人々が行方不明になることを防止すること、基本的なサービスおよび人道支援にたどり着けるよう便宜を図ること、である。ICRCは、武力紛争の影響を受けた人々や他国に避難した人々の状況を注意深くモニタリングし、人々のニーズや懸念を関連当事者に守秘義務に則って伝え、それらの問題への対応を要請する。特に、ICRCは武力紛争により避難を余儀なくされた人々および避難先から帰還した人々の保護と必要不可欠なサービスへのアクセスを保証する必要性を、関係当局に繰り返し伝えるとともに、支援も行う。

また関係当局との対話において、中立、公平、独立を掲げるICRCの人道支援に対して、さらなる理解を求め、支援を促す。そうした働きかけによって、ICRCは支援対象者に寄り添いながら活動でき、またスタッフの安全が確保されるようにする。両者の合意により、厳密に人道目的に基づいて、ICRCは中立的な仲介者として活動することで、民間人および傷病者が安全な場所や医療施設に移動するための安全な経路を確保できるようにし（*傷病者*を参照）、家族の再会や国境をまたいだ公文書のやりとりを支援するとともに、遺体を回収して家族に引き渡す。

ICRCは武力紛争の影響を受けた教育施設への支援を継続する。武力紛争によって被害を受けた学校を修繕し、安全に機能するために必要な資材を提供する。児童や生徒には、地雷や爆発性戦争残存物（ERW）に近づかないよう、安全な行動を取るための注意事項を伝える。一部の家族には、子どもの教育のための経済的支援も提供する。

大切な人の情報を得られるよう支援する

ICRCウクライナ代表部は、ウクライナ赤十字社、周辺国のICRC代表部および各国赤十字社、ロシア - ウクライナ紛争に関する中央追跡調査局と緊密に連携し、離散した家族間の連絡を回復して、国際的武力紛争に関連して拘束されている身内（*被拘束者*を参照）などの状況を知ることができるようにする。ICRCは、適用されるデータ保護基準に従ってこれらのサービスを実行し、離散家族を再びつなぐために人道的な目的に特化して個人データを扱うことを国内法で保証してもらえよう、当局に働きかける。ICRCは、家族の再会を支援し、行政手続き文書や法的な文書などの公文書のやりとりを、国境をまたぐ場合も含めて支援する。特に子ども、高齢者、障がいのある人々に配慮しながら、家族と再会できるように支援する。

ICRCは、行方不明者の問題とその家族の窮状に関する、当事国間の意識を高め、行方不明者の捜索に関わる団体の能力向上や、国家情報局の任務遂行を支援する。特に、保護下に置かれた個人に関する情報を中央追跡調査局に伝え、それらの人々に関する問い合わせに対応する。ICRCは、国家情報局およびその他の関係当局の取り組みを支援するにあたり、会合や関連イベントを実施して行方不明者の問題の解決に向けた活動を調整する。また、行方不明者の家族に対しては、追跡調査の進展状況を常に把握できるようにしておき、利用できるサービスを知らせ、関連情報を受けられるように引き続き取り組む。行方不明者の家族、家族と離れ離れになった人々、サービスを必要とする可能性のある人々と関わり、そのような人々のニーズを包括的に理解して適切に対応する。またICRCは、心理社会面や経済面において行方不明者の家族のニーズを満たせるよう支援する。

遺体の管理と身元確認における法医学調査能力の向上に力を貸すことで、行方不明者の安否確認を支援する。ICRCは、遺体の回収と帰還、そして家族への引き渡しをサポートする。関係当局に対しては、死者や行方不明者、またその家族へのIHL上の義務を擁護する必要性を説明し、法医学調査に関する重要事項を軍当局者および警察官向けのIHL研修セミナーに組み込む（*影響力の行使*を参照）。またICRCは、当局に法的および法医学的枠組みを強化するよう働きかけ、行方不明者の問題解決を加速させ、失踪の防止を目指す。

国際的武力紛争の影響を受けた人々の緊急のニーズに対応する

ICRCは可能な限り各国の赤十字社と提携し、現金給付や物資支援を通じて、人々が緊急のニーズを満たせるよう引き続き支援するとともに、武力紛争の影響に対するレジリエンスを高められるよう支援する。ICRCによる物資支援は、家族が冬を越すためにも役立つ。また、食料生産に対する支援とともに、世帯が収入を維持したり増やしたりして生計が立てられるよう、さまざまなニーズ（家計費、教育費、葬儀費用、医療費など）を満たすための支援を提供する。ICRCは引き続き、孤児院、社会的機関、その他、特定の弱い立場に置かれた人々にサービスを提供する公的機関や、専門サービス（獣医部門や農業部門など）を支援する。

武力紛争の影響を受けた人々は、適切な治療 - プライマリヘルスケアから慢性疾患などの治療、そして関連する医療サービスの紹介まで - を、ICRCの包括的な支援を受けている医療施設で受けることができる。ウクライナ赤十字社、ノルウェー赤十字社、および/または医療当局との提携により、ICRCは巡回診療の利用を支援することで、コミュニティ（特に医療が崩壊した地域のコミュニティ）が適切な医療を無償で確実に受けられるようにするとともに、患者を適切な医療施設に効率的に紹介するシステムを構築する。ICRCは行方不明者の家族、拘束されて自由を奪われた人々、前線付近に暮らす人々などの、精神衛生および心理社会的ニーズへの対応に注力する。この目的のため、ICRCは継続して、コミュニティワーカーや各国赤十字社のボランティアなどの能力を高められるよう支援する。また、ケアする側の人々も自身の心理的・情緒的健康を維持することも支援する。

ICRCは、すでに広範囲にわたる、公共事業および現地サービス提供者に対する支援を今後も増強していき、清潔な水、電気、その他の必要不可欠なサービスへのアクセスを向上させる。また、人々が気象などの自然条件から守られ、同時にその尊厳が守られるよう、武力紛争による被害を受けた家屋の修繕を引き続き支援する。ICRCは、保健施設、学校、法医学機関などの公共インフラの修繕や改善を行い、問題なく機能し、維持されることを目指す。特に、学校への支援（窓への防爆フィルムの設置など）は、より安全に対面授業が続けられるようにすることを目的としている。

各国赤十字社や地域パートナーと共同で行うリスク教育活動は、武器に汚染されたエリアに住んでいる、またはそのようなエリアを移動する人々が、地雷や爆発性戦争残存物（ERW）から自分たちを効果的に守れるようにすることを目指している。これらの活動は地域住民の協力のもと、デジタルで実施される。ICRCは、地雷被害者が健康に生計を立てられるよう支援する。また、地雷やERWにより汚染されたエリアを調査、特定し、危険物を除去する作業に関わっている人員や、化学・生物・放射線・原子力危険物を取り扱う人員の能力向上を継続して行う。ICRCは不発弾の除去を支援し、武力紛争の影響を受けた人々と支援従事者の両方にとって安全が確保された状況で人道支援が行われるよう手助けする。また、関係当局が武器の使用に関する国際人道法にまつわる一連の条約の履行を支援する。

行動計画と指標

民間人の保護と法の尊重

- P 武力紛争の影響を受けた人々（国内避難民と帰還民含む）の状況をモニタリングし、保護関連の懸念を記録して、関係当局と守秘義務に則って協議する。関係当局に対して、戦闘に参加していない人々の保護の保証など、国際人道法やその他の適用規範の遵守を要請する。
- P 関係当局との合意により、厳密に人道的見地から、（中立的かつ公平な仲介者として）民間人の安全な経路を支援するべく準備を整えておく。関係当局に、避難民および帰還民の保護と、必要不可欠なサービスへのアクセスを保証するように促すと同時に、これに携わる関係当局に支援を提供する。
- P 武力紛争で拘束された民間人の、特に最も弱い立場にある人々に支援を提供する。

家族のつながりの保護

- P 行方不明者の家族の心理面および経済面におけるニーズへの対応を支援し（下記の*経済的安定と健康*を参照）、法的または行政手続き上の支援を提供している他の組織を紹介する。行方不明者の家族の会による類似の取り組みも支援する。

各国赤十字社との協力


- P 家族をつなぐサービス - 赤十字通信（RCM）、電話、追跡調査 - を、身内と離ればなれになった人々に提供する。これらのサービスを当局、行方不明者の家族の会、家族と離ればなれになった人々に、セミナーの開催や冊子の配布などの手段を通じて広く伝える。
- P リクエストに応じて、離散家族の再会を支援する。保護者のいない未成年者、高齢者、障がいのある人々などの移動を手配する。
- P 家族間の公文書のやりとりを支援する。関係者のリクエストに応じて渡航文書や逮捕/拘束にまつわる証明書を提供する。
- P 行方不明（または拘束されて自由を奪われている）と報告された人々に関する情報の管理に関わっている国家情報局やその他の当局、また遺体の管理を行う当局との会議・会合などのイベントを調整する。そのような当局が行方不明者の状況や居場所を確認する取り組みを支援する。
- P 中央追跡調査局と連携して、国家情報局にツール、機器、専門的なガイダンス、その他の支援を提供する。
- P 武力紛争による行方不明者の家族および離散家族から、ニーズや懸念に関する情報を集め、ICRCの家族をつなぐサービスについての反応を把握する。

法医学

- P 遺体の管理と身元確認に携わる、または法的小および法医学的枠組みの構築に関わっている、当局、初期対応者、その他の関係者に対して、技術支援を提供し、研修やワークショップなどを実施する。また、他国で開催される関連イベントへの参加をバックアップし、交流を促進する。


- P** 法医学機関、保健省、法医学専門家などに、遺体の適切な管理と身元確認のために必要な物資や機器を提供する。戦闘の前線近辺にある遺体安置所やその他の法医学施設を改修する（下記の**水と暮らし**を参照）。
- P** 武力紛争当事国に、遺体の適切な管理、失踪の防止、死者・行方不明者・その家族に対して国際人道法に基づく義務を履行することの重要性を説明する。法医学の要素を、軍当局者および警察官向けの国際人道法関連の研修に組み込む（**影響力の行使**を参照）。
- P** 行方不明者の家族とそのコミュニティに定期的に会い、詳細なニーズを理解する。また、遺体の管理および身元確認のプロセスや、利用可能な人道支援サービスについてのセミナーを実施する。
- P** すべての当事国の合意に基づき、中立的な仲介者として、遺体の回収と帰還、家族への引き渡しを行う。

生計の安定

	食料支援 600,000人		食料生産 9,450人
	収入支援 331,675人		居住支援 699,750人


- A** 市場が機能している場合は、多目的または条件付きの現金給付、物資支援、職業訓練を提供することで、最大で約110,558世帯（331,675人） - 行方不明の身内がいる家族を含む - が収入を維持したり補填して緊急の支出をまかなうことができるようにする。
 - A** ビニールハウスや点滴灌漑装置、水タンク、または飼料、またはそれらを購入する現金を、最大約3,150世帯（9,450人）に提供し、食料生産の向上または開始を支援する。
- 各国赤十字社との協力：
- A** 食料一式および／または食料を購入するための現金を、最大600,000人の弱い立場にある住民および国内避難民に配付する。
 - A** 衛生用品一式、寝具、家具、冬季用品、その他の必需品 - またはそれらの必需品を購入できる現金 - を、最大699,750人の弱い立場にある住民および国内避難民に提供する。
 - A** 物資支援や経済的支援を社会的機関（孤児院、高齢者入所施設など）、獣医担当部門や農業担当部門、および／または技術サービス提供組織に提供する。

保健医療

 **保健医療施設への支援**
89施設

- A** 武力紛争の影響を受けた、最大35の保健医療施設を支援する。支援にあたり、特に、糖尿病患者用のインシュリンの寄贈など、医薬品やその他資材、スタッフ研修、経済的支援を提供する。特別な治療が必要な患者を他の医療施設に紹介する。赤十字運動によるイニシアチブ「危機に立つ医療 (Health Care in Danger)」についてスタッフに説明する。
- A** 病気の流行、突然の人の移動、その他の緊急事態において、追加で40の保健施設に追加支援を提供、またはワクチン接種キャンペーンを支援する準備を整えておく。
- A** 各国赤十字社および現地当局と協力し、最大14の巡回診療の実施またはメンテナンスを支援する。
- A** コミュニティワーカー、教師、医療従事者、各国赤十字社のボランティア、その他の初期対応者に研修を実施し、精神衛生・心理的支援の提供（最大850人）と、ストレス管理やセルフケアの実施を可能にする。このような支援は、これら関係者が直接提供するか、他のサービスプロバイダーに紹介することで実現する。
 - 個人またはグループでのカウンセリングセッション、および精神衛生に関するセミナーを支援する。
 - 精神的に追い込まれた人々のためのホットラインを維持する。同様の活動ができるよう、各国赤十字社に技術支援を提供する。

水と暮らし

 **水と暮らしの環境整備活動**
7,590,000人

- A** 公共事業や現地の事業者による物的、経済的、技術的、およびインフラ面で支援を提供し、約750万人を対象に清潔な水やその他の必要不可欠なサービスの提供を維持できるようにする。
- A** 各国赤十字社と協力し、最大90,000人に、武力紛争による被害を受けた家屋を修繕するための経済的または物的な支援を提供する。
- A** 学校、プライマリヘルスケア施設、法医学機関などの必要不可欠な施設を改修または建設する。

武器汚染

- A** 地雷や爆発性戦争残存物（ERW）に関する重要事項を冊子や映像などの資料をもってコミュニティと共有する。各国赤十字社のボランティアと現地の地雷対応チームに研修を提供し、武器汚染の影響を受けている人々のリスクや安全な行動に関する認識を高め、可能な場合は重要事項を学生にも拡散できるよう手助けする。
- A** 現地の地雷対応チームや、武器により汚染されたエリアの調査、特定、危険物の除去に関わっている人員、または生物・放射線・原子力危険物を取り扱っている人員に対して、安全に関する説明、機材、研修、技術支援を提供する。

爆発による負傷者に対応するために、これらの作業に関わっている医療従事者に研修を提供する。

- A ICRCがインフラ事業などの実施を計画しているエリアにおいて、地雷／ERW調査を行い、民間人と人道支援従事者の両方に対するリスクを最小化する。地雷／ERWの被害者に対して、保健またはリハビリテーション施設や、適切な場合はICRCの生計の安定および保健事業を紹介する。
- A 武器の使用を規制する国際人道法関連条約の確実な施行にあたって、当局に専門的ガイダンスを提供する。

各国の赤十字社への支援

- ▶ 財政的支援、専門家によるガイダンス、物資支援、その他の支援を提供し、各国赤十字社の活動が家族のつながりを回復し、緊急支援（特にノルウェー赤十字社との協力による巡回診療または応急処置を通じて）や生活支援を提供し、地雷リスクの認知と安全な行動を推進できるようにする。

被拘束者

目的：被拘束者が、国際的に認められた基準を満たす処遇および生活状態を得られること。被拘束者が家族と連絡をとることができ、必要な医療を受けられること。

被拘束者を訪問する

ICRCは国際的武力紛争の当事国との対話を求め、捕虜、民間人の被拘束者など収容され自由を奪われている人々に会えるようにする。安全上の理由などで当局の管理下に置かれた被拘束者を訪問できるよう当局と対話する。国際人道法に基づく権限を有するICRCは、通常の手順に則って訪問を行う。訪問時には、被拘束者の処遇、生活状態、医療へのアクセスについてモニタリングする。その結果と推奨事項について当局と守秘義務に則って協議し、国際人道法およびその他の適用される基準に従って被拘束者が扱われるよう徹底する。

ICRCは継続して、被拘束者の保護の徹底と、法的な保証およびノン・ルフールマン原則の遵守を当事国に要請する。また、傷病者や特定のニーズのある捕虜を、人道目的に基づいて、解放および本国送還することなどについて、当事国との話し合いを求める。また、収容所当局およびスタッフが収容施設管理の能力を高められるように支援する取り組みを継続する。

ICRCは、捕虜および被拘束者が家族との連絡を確実に維持できるよう取り組む。引き続き関係者と協力しながら、捕虜と家族の連絡において中立的な仲介者としての役割を果たす。これに関連して、ICRCは、拘束された可能性のある身内の安否や居場所を家族が知ることができるようにし、失踪を防止する。ICRCは関係当局に、保護されている個人に関する情報を中央追跡調査局に伝達するよう求める。

また、当事国が捕虜および民間人の被拘束者を解放し、移送または引き渡す際に、中立的な仲介者としての役割を果たす準備を整えておく。

ICRCは、被拘束者の家族 - 特に高齢者や障がいのある人が大黒柱となっている家族 - に、収入を増やし、生計が立てられるようすることを目指す。拘束状態から解放された人々にも同様の支援が行われる。ICRCはこれらの人々とその家族に、必要に応じて精神衛生面での支援も行う。

基本的なサービスを捕虜が受けられるように状況を改善する

ICRCは、捕虜および国際的武力紛争に関連して拘束されている人々が必需品と良質な医療にきちんとアクセスできるように、関係当局を支援する。医療機器および消耗品を収容施設に寄贈し、医療情報の記録の仕方について、収容施設のスタッフが改善できるよう導く。衛生用品一式およびその他の必需品を被拘束者に配付する。ICRCは引き続き、関係当局に、被拘束者の生活状態の向上を見据えて、インフラの改善を行うように要請する。ICRC自身は、給水システムの改修を含む、基本的な設備改善事業を実行する。

行動計画と指標

被拘束者の保護

- P 二国間の対話、書面による表明などの手段を通じて、当局を対話に引き込むことで、捕虜、民間人の被拘束者など自由を奪われている人々をICRCがアクセスできるようにする。
- P アクセスを許可されている場所に拘束されている人々を訪問し、人々の処遇と生活状態をモニタリングする。これらの訪問は、ICRCの通常の手続きと国際人道法に基づく権限に従って行う。訪問のモニタリング結果と推奨事項を、関係当局に守秘義務に則って共有する。
- P 管理能力を高める研修やデジタル資料などを通じて、関係当局の管理能力を高め、他国で行われる関連会議などイベントへの当局の出席を支援する。
- P 捕虜などの他の被拘束者の家族、また新たに解放された人々の家族が必要な支援を受けられるように便宜を図る。これらの家族に、生計維持または精神衛生事業を紹介する（民間人以降を参照）。
- P 拘束されている身内の安否と居場所について家族が把握できるように支援し、失踪を防止する（民間人を参照）。具体的には以下を行う：
 - 拘束されているとみられる人々の状況と居場所を確認するよう当局に要求する。それらの人々へのアクセスを求める。
 - ICRCが訪問を行う際は、捕虜と民間人の被拘束者を登録する。その名簿を中央追跡調査局に送る。

- 国家情報局および他の関係当局に対して、保護されている個人の拘束証明書 - 基本的な個人情報記録したハードコピーまたはデジタルコピー - を中央追跡調査局に伝達することを促す。

P 被拘束者に、赤十字通信または口頭でのメッセージなど、家族をつなぐサービスを提供する。関係当局に技術的支援および物的支援を提供し、収容されている人々が家族に連絡をとれるようにする。

P 捕虜および民間人の被拘束者の解放、移送、引き渡しにおいて、中立的な仲介者としての役割を果たす準備を整えておく。

生計の安定

A 衛生用品一式、寝具、衣類などの必需品を、被拘束者に配付する。さらに多くの被拘束者に対して、必要に応じて生活必需品を提供できるよう、準備を整えておく。

A 被拘束者の家族、または拘束状態から解放された人々に、現金、職業訓練、その他の支援を提供し、それらの人々が収入を増やせるようにする。

保健医療

A 被拘束者のいる施設に、医薬品などの物資や、プライマリヘルスケアに必要な基本的な機器を提供する。医療情報の記録の改善（そのような情報のデジタル化を含めて）について、収容施設のスタッフに研修を提供する。

A 訪問時に（上記参照）個別のインタビューを通じて、捕虜の健康状態を継続して把握する。

A 緊急時に、被拘束者の健康に関連するニーズに対応できるよう、準備しておく。

水と暮らし

A 被拘束者のいる施設の修繕または改善を行う。もしくは、そのような工事を支援する。必要不可欠なサービスへのアクセスを被拘束者に保証するうえで、関係当局との対話に努める。

傷病者

目的：傷病者が適切な医療と外科治療を受けられること。

医療を速やかに受けられるようにする

ICRCは引き続き、傷病者が連続して治療を受けられるよう、さまざまな取り組みを行う。必要不可欠な医薬品や血液の提供に加えて、救命治療およびリハビリテーションに取り組み、必要とするすべての人に提供できるようにする。ウクライナ赤十字社の応急処置プログラムも継続して支援し、効果的かつタイムリーに応急処置を行える人員を増やすことを目指す。緊急医療体制を整えるうえで、負傷者または緊急医療が必要な事態に直面している人が、熟練スタッフから速やかに基本的かつ高度な救命治療を受けられるよう支援する。ICRCは、病院および血液バンク - 特に必要な資材を確保できない施設 - に、物資をはじめその他の支援を提供する。病院が突発的に大量の死傷者が発生するような事態に対応するために、必要な資材を確保できるように支援する。

武力紛争による損害またはその他の影響を受けた施設には、インフラの改善が行われる。ICRCは、病院スタッフの能力を高める取り組みを行う。

上述した重要施設の1つがバフムト病院で、ICRCは、緊急部門の構築を支援してきた。今後も継続した支援を通して、同病院が外科治療を施すうえで国際的なガイドラインに沿った緊急医療を提供できるようにする。スタッフには、能力向上のための支援が提供される。また、障がいを持つ人々がリハビリテーション治療を受けられるようにするとともに、そのような人々の社会的包摂を促進する取り組みを行う。

行動計画と指標

医療



支援予定病院

90施設

A 武力紛争当事国に、傷病者および医療従事者の権利を尊重することを促す。

A 25の病院を定期的に支援し、別の60の病院に臨時支援を行う。これらの病院には、負傷者を収容している、または武力紛争の影響を受けたエリアの近くに位置する病院が含まれる。特に、外傷の治療や感染症を防ぐために必要な資材および機器を提供する。

A 緊急時には、これらの病院に追加の医療資材を提供するか、巡回外科チームを割り当てる。

A 最大5つの血液バンクに消耗品やその他の資材を寄贈する。

A 傷病者が速やかに医療施設に搬送されるよう、現地の緊急サービスを支援する。

- 救急ステーションに、機器や医薬品などを供給し、スタッフに緊急処置の研修を提供する。

- 各国赤十字社の緊急対応チームに、経済的、物的、および技術的な支援を提供する。

A 医療従事者を対象に、救命医療、トリアージ、精神的トラウマに対する応急処置、大量死傷者の管理、再建手術に関するワークショップを実施する。

A 最大500人の民間人負傷者に、医療費をまかなうための現金を提供する。

水と暮らし



水と暮らしの環境整備活動

8施設

A 武力紛争により損害やその他の影響を受けた、最大8つの医療施設（病院、身体リハビリテーションセンター、精神保健施設など）において、修繕または改善を行う。

身体リハビリテーション



支援予定プロジェクト 28プロジェクト

- A** 身体障がいのある人々に対応する、最大28の施設に、物的、技術的、その他の支援を提供する。
 - 約900人の障がいのある人々に対して、車いすや移動支援を含めリハビリテーションサービスの提供を支援する。
 - 最大300人の障がいのある人々が、スポーツ、高等教育、職業訓練に参加できるようにする。
- A** プライマリヘルスケア施設、病院、被拘束者を収容している場所で提供される連続した治療への、身体リハビリテーションの組み込みを強化する。
- A** 身体リハビリテーションの国内基準の開発についての対話に、関係当局を引き入れる。メンバーの職業訓練をねらいとした研修の実施において、理学療法士会を支援する。

影響力の行使

目的：政治的意思決定者およびすべての軍関係者が、武力紛争やその他暴力の伴う状況下で、国際人道法をはじめとした人々を保護する原則を理解・遵守し、それらを意思決定に組み込む。メディア、NGO、コミュニティーリーダーは、人道問題と国際人道法に関する認知を高める取り組みを行い、人間の尊厳がより尊重される状況を目指す。すべての関係者はICRCの権限を理解し、その働きと赤十字運動の役割を支持する。

人道問題に関する認知を高める

ICRCは引き続き、コミュニティーのニーズに寄り添い、コミュニティーにICRCの活動について知らせるとともに意見や提案を聞き、必要に応じて対応する。コミュニティー連絡センター - ホットライン、携帯のメッセージアプリ、その他のプラットフォームで構成される - を引き続き運営し、ICRCと支援を求めている人々の双方向のコミュニケーションを促進する。国際的武力紛争の影響を受けた人々には、地雷や爆発性戦争残存物（ERW）に関する情報など、命を守ることにつながる情報を提供し、家族をつなぐサービスも提供する。従来メディアおよびソーシャルメディアを通じたICRCの広報は、ウクライナにおける人道問題を一般に幅広く知ってもらうことをねらいとしており、中立・独立・公平を掲げたICRCの人道支援に関する誤情報や偽情報に対処する。広報強化に向けてウクライナ赤十字社を支援する。

国際人道法およびその他の適用規範の遵守

ICRCは、当局や政府関係者、軍関係者、コミュニティーリーダー、ウクライナにおけるその他の重要なアクターが、ICRCの活動や、国際人道法およびその他の適用規範に関する知識と活動の受け入れを広めてもらえるよう取り組みを拡大する。保護に関する問題については、

ウクライナ軍との対話を進める（民間人を参照）。ウクライナ軍および警察に、国際人道法およびその他の関連規範と国際治安維持活動基準を、それぞれの研修および実際の作戦に組み込むための支援を提供する。

国際人道法の内容の批准、またこれらの内容の重要な規定を国内法に組み込んでもらうべく継続して努める。国際人道法国内委員会、議員、司法関係者、その他の政府関係者には、関連のガイダンスが提供される。ICRCは、行方不明者や地雷処理に関する法律など、既存の法律の履行を推進する（民間人を参照）。また、教員や学生とのさまざまなやりとりを通じて、国際人道法に関する地域の関心や専門知識を高める場を設ける。各国赤十字社にも、国際人道法の遵守を推進する能力を高めるための技術的な支援やその他の支援を提供する。

行動計画と指標

- Pr** 当局、軍関係者、その他の関係者との対話を実施し、ICRC、各国赤十字社、そしてより広範な赤十字運動のミッションと活動、中立的で公平かつ独立したアプローチに関して、理解を促進する。共通の懸念に関する会合や説明会などのイベントを実施する。
- Pr** 軍関係者および警察を対象に、国際人道法と国際的な警察基準を活動や訓練に組み込むことについて、専門的知見を提供し、訓練を実施する。政府関係者および国際人道法国内委員会のメンバーに対しては、国際人道法の内容の批准、または重要な規定の国内法への組み込みについて専門的知見を提供し、訓練を実施する。国際人道法国内委員会の代表者が、地域のフォーラムに出席できるようにバックアップする。
- Pr** 国際人道法に関する参考資料を作成し、ウクライナ国内で配る。説明会、ワークショップ、コンペティションなどのイベントを、政治リーダー、コミュニティーリーダー、教員、学生などを対象に実施する。状況が許せば、他国でのイベントにも参加できるようにバックアップする。
- Pr** ウクライナにおける人道問題と、現地での人道的な対応について、従来メディアおよびソーシャルメディア向けのコンテンツを作成する。各国赤十字社など赤十字運動パートナーとともに、世界規模のキャンペーンについても調整する。
- Pr** 武力紛争の影響を受けた人々と直接関わり、コミュニティー連絡センターに組み込まれたICRCのホットラインなどを通じて、ICRCの活動についての意見を収集する。

各国赤十字社への支援

- Pr** 各国赤十字社に対して、国際人道法とその下に保護される標章を尊重してもらうための、また応報を向上させるための研修、資料などの支援を提供する。

1. 月ごとの集計データに基づく（身体リハビリテーションサービスのレポートユーザーを含む）。

国際赤十字・赤新月運動

目的：ウクライナ赤十字社は、独立した活動を行う強力な法的基盤を持ち、中核となる活動を効果的に実行する。赤十字運動は、ウクライナでパートナー間の活動を調整し、中立、公平、かつ独立を掲げて任務を遂行する。

ウクライナ赤十字社は、ICRCが人道支援を行う際の主要パートナーであり、国際的武力紛争の影響を受けた人々のニーズに赤十字運動としてともに対応している。（民間人を参照）。また、各国赤十字社に対して、武力紛争やその他緊急事態の影響を受けた人々への支援を効果的に提供するため、「安全なアクセスの枠組み」に沿って包括的な支援を提供し、能力を強化する。各国赤十字社は、赤十字運動ができる限り多くのニーズに確実に応えることができるように、パートナーシップ協定を実施するための支援を受ける。各国赤十字社、ICRC、連盟、ウクライナで活動している赤十字運動のパートナー社は、引き続き緊密に連携し、人道ニーズへの効果的な対応を行うとともに、赤十字運動の総合的な対応によるインパクトと、たゆまぬ努力を拡大・強化していく。

行動計画と指標

- C** ウクライナにおける赤十字運動の取り組みの共同実行者として、ICRCは以下のことを行う。各国赤十字社とともに、赤十字運動の取り組みを調整しながら、各自の現地に関する知識、専門性、アクセスできる強みを優先する。複数の赤十字社、赤新月社とパートナーシップを形成する。連盟およびウクライナにおける赤十字運動の他のパートナーと緊密に連携する。
- C** 各国赤十字社と協力して緊急支援を行い、パートナー社が自身の中核サービス（訪問看護や緊急対応など）を維持できるように、資金提供や物資の提供を通じて支援する。
- C** 各国赤十字社に、緊急対応、情報通信技術、財政管理および組織発展の能力を強化するための、経済的、物的、技術的、また人的支援を短・中期的に提供する。